

防災・省エネまちづくり緊急促進事業の拡充について

(社会資本整備総合交付金交付要綱及び防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱の一部改正)

国土交通省 都市局 市街地整備課
住宅局 住宅総合整備課
市街地建築課
市街地住宅整備室

1. 目的

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき、低炭素まちづくり計画区域内において省エネルギー及び都市機能の集約化等を目的として実施される「認定集約都市開発事業」に対する支援を強化し、低炭素型の建築物の整備の促進を図る。

2. 内容

防災・省エネまちづくり緊急促進事業について、以下の拡充を行う。

	現 行	拡 充
対象事業	次のいずれかに該当する事業であること。 (ニからチに掲げる事業については住宅部分に限る。) イ 市街地再開発事業 ロ 優良建築物等整備事業 ハ 地区再開発事業 ニ 地域優良賃貸住宅整備事業（地方公共団体以外の者が建設等を行うものうち、地方公共団体が借り上げるものに限る。） ホ 住宅市街地総合整備事業 ヘ 防災街区整備事業 ト 都市再生整備計画事業の交付対象事業（イからハマまでに掲げる事業を除く。） チ 地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業（イ及びロに掲げる事業を除く。）	次のいずれかに該当する事業であること。 (ハからトに掲げる事業については住宅部分に限る。) イ 市街地再開発事業 ロ 優良建築物等整備事業 <u>(削除)</u> ハ 地域優良賃貸住宅整備事業（地方公共団体以外の者が建設等を行うものうち、地方公共団体が借り上げるものに限る。） ニ 住宅市街地総合整備事業 ホ 防災街区整備事業 ヘ 都市再生整備計画事業の交付対象事業（イ及びロに掲げる事業を除く。） ト 地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業（イ及びロに掲げる事業を除く。） チ <u>認定集約都市開発事業（集約都市開発支援事業による助成を受けるものに限る。）</u>
対象地域	住宅部分については、次に掲げるいずれかの地域内に存する事業により整備されるものとする。 ・三大都市圏の既成市街地等 ・都市再開発法に規定する都市再開発の方針（2号地区・2項地区） ・認定中心市街地活性化基本計画の区域 ・都市再生特別措置法の規定に基づき定められる都市再生緊急整備地域	住宅部分については、次に掲げるいずれかの地域内に存する事業により整備されるものとする。 ・三大都市圏の既成市街地等 ・都市再開発法に規定する都市再開発の方針（2号地区・2項地区） ・認定中心市街地活性化基本計画の区域 ・都市再生特別措置法の規定に基づき定められる都市再生緊急整備地域 <u>・低炭素まちづくり法の規定に基づき定められる低炭素まちづくり計画区域（認定集約都市開発事業に限る。）</u>
	等	等

非住宅部分に係る省エネルギー基準	建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成11年3月31日通商産業省・建設省告示第1号）	<u>エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）</u>
------------------	---	---

3. その他

- ・ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業の交付対象事業のうち、地区再開発事業については、平成24年度限りとする。
- ・ なお、国土交通省HP(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000041.html)において、防災・省エネまちづくり緊急促進事業の制度及び技術基準等を解説した「防災・省エネまちづくり緊急促進事業ガイドブック」を掲載しているのので、参照されたい。

(新旧対照表)

[下線部分が改正箇所]

○社会資本整備総合交付金交付金要綱（平成22年3月26日 国官会第2317号）

(改正：平成25年5月15日)

改正後	改正前
附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件 第1章 基幹事業 イ 社会資本整備総合交付金事業 イー1～イー12 (略) イー13 市街地整備事業 イー13-(1)～(9) (略) イー13-(10) 防災・省エネまちづくり緊急促進事業 1. (略) 2. 定義 イー13-(10)関係部分における用語の定義は、次に定めるところによる。 一 市街地再開発事業 都市再開発法第2条第1号に規定する市街地再開発事業をいう。 二 優良建築物等整備事業 イー16-(2)に規定する優良建築物等整備事業をいう。 <u>(削除)</u> 三 地域優良賃貸住宅整備事業 地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領第2条第3号に定める地域優良賃貸住宅整備事業をいう。 四 住宅市街地総合整備事業 イー16-(8)に規定する住宅市街地総合整備事業をいう。 五 防災街区整備事業 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第2条第5号に規定する防災街区整備事業をいう。 六 都市再生整備計画事業 イー10-(1)に規定する都市再生整備計画事業をいう。	附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件 第1章 基幹事業 イ 社会資本整備総合交付金事業 イー1～イー12 (略) イー13 市街地整備事業 イー13-(1)～(9) (略) イー13-(10) 防災・省エネまちづくり緊急促進事業 1. (略) 2. 定義 イー13-(10)関係部分における用語の定義は、次に定めるところによる。 一 市街地再開発事業 都市再開発法第2条第1号に規定する市街地再開発事業をいう。 二 優良建築物等整備事業 イー16-(2)に規定する優良建築物等整備事業をいう。 三 <u>地区再開発事業</u> <u>イー13-(2)に規定する地区再開発事業をいう。</u> 四 地域優良賃貸住宅整備事業 地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領第2条第3号に定める地域優良賃貸住宅整備事業をいう。 五 住宅市街地総合整備事業 イー16-(8)に規定する住宅市街地総合整備事業をいう。 六 防災街区整備事業 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第2条第5号に規定する防災街区整備事業をいう。 七 都市再生整備計画事業 イー10-(1)に規定する都市再生整備計画事業をいう。

<p>七 地域住宅計画に基づく事業 イ-15-(1)に規定する地域住宅計画に基づく事業をいう。</p> <p>八 認定集約都市開発事業 イ-13-(1)に規定する認定集約都市開発事業をいう。</p> <p>九 都市再生住宅等整備 イ-16-(8)2. 第3号に規定する都市再生住宅等整備をいう。</p> <p>十 施行者 第一号から第九号に規定する事業を行う者をいう。</p> <p>十一 特定建築者 都市再開発法第99条の2第2項（同法第118条の28第2項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築者をいう。</p> <p>十二 住宅性能評価書 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条に規定する住宅性能評価書をいう。</p> <p>十三 評価方法基準 住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）をいう。</p> <p>3. 対象地域 住宅部分については、次に掲げるいずれかの地域内に存する事業（<u>第九号に掲げる地域にあっては認定集約都市開発事業の場合に限る。</u>）により整備されるものとする。 一～八 （略） 九 <u>低炭素法第2条第2項に規定する低炭素まちづくり計画に定められた区域</u></p> <p>4. 交付対象事業 交付対象事業は、第一号に掲げる事業（平成29年3月31日において完了しないものにあつては、同日後に実施される事業の部分を除く。）により整備される施設建築物等（<u>二から上</u>に掲げる事業については住宅部分に限る）のうち、第二号から第四号までの要件を満たす事業であつて、関係地方公共団体が促進を図る必要があると認めるものとする。 一 次のいずれかに該当する事業であること。 イ 市街地再開発事業 ロ 優良建築物等整備事業 <u>（削除）</u> ハ 地域優良賃貸住宅整備事業（地方公共団体以外の者が建設等を行うもののうち、地方公共団体が借り上げるものに限る。） ニ 住宅市街地総合整備事業 ホ 防災街区整備事業 ヘ 都市再生整備計画事業の交付対象事業（<u>イ及びロ</u>に掲げる事業を除く。） ト 地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業（イ</p>	<p>八 地域住宅計画に基づく事業 イ-15-(1)に規定する地域住宅計画に基づく事業をいう。</p> <p>九 都市再生住宅等整備 イ-16-(8)2. 第3号に規定する都市再生住宅等整備をいう。</p> <p>十 施行者 第一号から第九号に規定する事業を行う者をいう。</p> <p>十一 特定建築者 都市再開発法第99条の2第2項（同法第118条の28第2項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築者をいう。</p> <p>十二 住宅性能評価書 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条に規定する住宅性能評価書をいう。</p> <p>十三 評価方法基準 住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）をいう。</p> <p>3. 対象地域 住宅部分については、次に掲げるいずれかの地域内に存する事業により整備されるものとする。 一～八 （略）</p> <p>4. 交付対象事業 交付対象事業は、第一号に掲げる事業（平成29年3月31日において完了しないものにあつては、同日後に実施される事業の部分を除く。）により整備される施設建築物等（<u>三から五</u>に掲げる事業については住宅部分に限る）のうち、第二号から第四号までの要件を満たす事業であつて、関係地方公共団体が促進を図る必要があると認めるものとする。 一 次のいずれかに該当する事業であること。 イ 市街地再開発事業 ロ 優良建築物等整備事業 ハ 地区再開発事業 ニ 地域優良賃貸住宅整備事業（地方公共団体以外の者が建設等を行うもののうち、地方公共団体が借り上げるものに限る。） ホ 住宅市街地総合整備事業 ヘ 防災街区整備事業 ト 都市再生整備計画事業の交付対象事業（<u>イからハ</u>までに掲げる事業を除く。） チ 地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業（イ</p>
--	---

<p>及びロに掲げる事業を除く。)</p> <p><u>チ 認定集約都市開発事業（集約都市開発支援事業による助成を受けるものに限る。）</u></p> <p>二～四 （略）</p> <p>5. 必須要件</p> <p>1 防災・省エネまちづくり緊急促進事業の採択に当たっては、次の各号に掲げる要件に該当する事業を対象とする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 次に掲げる省エネルギー対策が講じられていること。</p> <p>イ 住宅部分については、住宅エコポイント（平成21年度補正予算（第2号））に位置付けられた「エコポイント対象住宅基準」に適合すること。</p> <p>ロ <u>非住宅部分については、エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）</u>に適合すること。</p> <p>四～五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>6. ～8. （略）</p> <p>イー13-11) （略）</p> <p>イー14～イー16 （略）</p> <p>ロ 防災・安全交付金事業 （略）</p>	<p>及びロに掲げる事業を除く。)</p> <p>二～四 （略）</p> <p>5. 必須要件</p> <p>1 防災・省エネまちづくり緊急促進事業の採択に当たっては、次の各号に掲げる要件に該当する事業を対象とする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 次に掲げる省エネルギー対策が講じられていること。</p> <p>イ 住宅部分については、住宅エコポイント（平成21年度補正予算（第2号））に位置付けられた「エコポイント対象住宅基準」に適合すること。</p> <p>ロ <u>非住宅部分については、建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成11年3月31日通商産業省・建設省告示第1号）</u>に適合すること。</p> <p>四～五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>6. ～8. （略）</p> <p>イー13-11) （略）</p> <p>イー14～イー16 （略）</p> <p>ロ 防災・安全交付金事業 （略）</p>
<p>附属第Ⅲ編 国費の算定方法</p> <p>第1章 基幹事業</p> <p>イ 社会資本整備総合交付金事業</p> <p>イー1～イー12 （略）</p> <p>イー13 市街地整備事業</p> <p>イー13-1)～(9) （略）</p> <p>イー13-10) 防災・省エネまちづくり緊急促進事業</p> <p>1 本事業の基礎額は、交付対象事業の建設工事費（交付金が交付される部分の交付対象事業費、公共施設管理者負担金を除く。）に、附属第Ⅱ編イー13-10)5. 第1項に規定する必須要件のみに該当するものについては100分の3を、必須要件に加え同6. 第1項各号に規定する選択要件の一に該当するものについては100分の5を、二に該当するものについては100分の7をそれぞれ乗じて得た額とする。ただし、次の各号に掲げる対策のうち該当する対策についてそれぞれ当該各号の費用を合計した額を限度とする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 省エネルギー対策</p> <p>住宅部分については、トップランナー基準相当の</p>	<p>附属第Ⅲ編 国費の算定方法</p> <p>第1章 基幹事業</p> <p>イ 社会資本整備総合交付金事業</p> <p>イー1～イー12 （略）</p> <p>イー13 市街地整備事業</p> <p>イー13-1)～(9) （略）</p> <p>イー13-10) 防災・省エネまちづくり緊急促進事業</p> <p>1 本事業の基礎額は、交付対象事業の建設工事費（交付金が交付される部分の交付対象事業費、公共施設管理者負担金を除く。）に、附属第Ⅱ編イー13-10)5. 第1項に規定する必須要件のみに該当するものについては100分の3を、必須要件に加え同6. 第1項各号に規定する選択要件の一に該当するものについては100分の5を、二に該当するものについては100分の7をそれぞれ乗じて得た額とする。ただし、次の各号に掲げる対策のうち該当する対策についてそれぞれ当該各号の費用を合計した額を限度とする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 省エネルギー対策</p> <p>住宅部分については、トップランナー基準相当の</p>

<p>基準への適合、非住宅部分については、<u>エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準</u>への適合による省エネルギー化を図るために付加的に要する費用</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>イ-13-(11) (略)</p> <p>イ-14～イ-16 (略)</p> <p>□ 防災・安全交付金事業 (略)</p>	<p>基準への適合、非住宅部分については、<u>建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準</u>への適合による省エネルギー化を図るために付加的に要する費用</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>イ-13-(11) (略)</p> <p>イ-14～イ-16 (略)</p> <p>□ 防災・安全交付金事業 (略)</p>
--	--

(新旧対照表)

「下線部分が改正箇所」

○防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱（平成24年4月6日国都市第341号、国住備第724号、国住街第201号、国住市第179号）

(改正：平成25年5月15日)

改正後	改正前
<p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 定義</p> <p>この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 市街地再開発事業</p> <p>都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業をいう。</p> <p>二 優良建築物等整備事業</p> <p>優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日付け建設省住街発第63号）第2第1号及び社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）（以下「交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編イ-16-(2)に規定する優良建築物等整備事業をいう。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>三 地域優良賃貸住宅整備事業</p> <p>地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領（平成19年3月28日付け国住備第162号）第2条第3号に定める地域優良賃貸住宅整備事業をいう。</p> <p>四 住宅市街地総合整備事業</p> <p>住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年4月1日付け国住市第350号）（以下「住市総要綱」という。）第2第1号及び交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-(8)に規定する住宅市街地総合整備事業をいう。</p> <p>五 防災街区整備事業</p> <p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する</p>	<p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 定義</p> <p>この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 市街地再開発事業</p> <p>都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業をいう。</p> <p>二 優良建築物等整備事業</p> <p>優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日付け建設省住街発第63号）第2第1号及び社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）（以下「交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編イ-16-(2)に規定する優良建築物等整備事業をいう。</p> <p>三 地区再開発事業</p> <p><u>地区再開発事業制度要綱（平成12年3月24日付け建設省都再発第19号）第2第1号に規定する地区再開発事業及び交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(2)に規定する地区再開発事業をいう。</u></p> <p>四 地域優良賃貸住宅整備事業</p> <p>地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領（平成19年3月28日付け国住備第162号）第2条第3号に定める地域優良賃貸住宅整備事業をいう。</p> <p>五 住宅市街地総合整備事業</p> <p>住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年4月1日付け国住市第350号）（以下「住市総要綱」という。）第2第1号及び交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-(8)に規定する住宅市街地総合整備事業をいう。</p> <p>六 防災街区整備事業</p> <p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する</p>

<p>法律（平成9年法律第49号）第2条第5号に規定する防災街区整備事業をいう。</p> <p>六 都市再生整備計画事業 交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-10-(1)に規定する都市再生整備計画事業をいう。</p> <p>七 地域住宅計画に基づく事業 交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-15-(1)に規定する地域住宅計画に基づく事業をいう。</p> <p>八 認定集約都市開発事業 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）（以下「低炭素法」という。）第12条に規定する認定集約都市開発事業をいう。</p> <p>九 都市再生住宅等整備 住市総要綱第2第4号及び交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-(8)2. 第3号に規定する都市再生住宅等整備をいう。</p> <p>十 施行者 第一号から第九号に規定する事業を行う者をいう。</p> <p>十一 特定建築者 都市再開発法第99条の2第2項（同法第118条の28第2項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築者をいう。</p> <p>十二 住宅性能評価書 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条に規定する住宅性能評価書をいう。</p> <p>十三 評価方法基準 住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）をいう。</p> <p>第4 対象地域 住宅部分については、次に掲げるいずれかの地域内に存する事業（<u>第九号に掲げる地域にあつては認定集約都市開発事業の場合に限る。</u>）により整備されるものとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 <u>低炭素法第2条第2項に規定する低炭素まちづくり計画に定められた区域</u></p> <p>第5 補助対象事業 補助対象事業は、第一号に掲げる事業（平成29年3月31日において完了しないものにあつては、同日後に実施される事業の部分を除く。）により整備される施設建築物等（<u>二から上</u>に掲げる事業については住宅部分に限る。）のうち、第二号から第四号までの要件を満たす事業であつて、関係地方公共団体が促進を図る必要があると認めるものとする。</p> <p>一 次のいずれかに該当する事業であること。</p> <p>イ 市街地再開発事業</p> <p>ロ 優良建築物等整備事業</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>法律（平成9年法律第49号）第2条第5号に規定する防災街区整備事業をいう。</p> <p>七 都市再生整備計画事業 交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-10-(1)に規定する都市再生整備計画事業をいう。</p> <p>八 地域住宅計画に基づく事業 交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-15-(1)に規定する地域住宅計画に基づく事業をいう。</p> <p>九 都市再生住宅等整備 住市総要綱第2第4号及び交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-(8)2. 第3号に規定する都市再生住宅等整備をいう。</p> <p>十 施行者 第一号から第九号に規定する事業を行う者をいう。</p> <p>十一 特定建築者 都市再開発法第99条の2第2項（同法第118条の28第2項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築者をいう。</p> <p>十二 住宅性能評価書 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条に規定する住宅性能評価書をいう。</p> <p>十三 評価方法基準 住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）をいう。</p> <p>第4 対象地域 住宅部分については、次に掲げるいずれかの地域内に存する事業により整備されるものとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>第5 補助対象事業 補助対象事業は、第一号に掲げる事業（平成29年3月31日において完了しないものにあつては、同日後に実施される事業の部分を除く。）により整備される施設建築物等（<u>三から五</u>に掲げる事業については住宅部分に限る。）のうち、第二号から第四号までの要件を満たす事業であつて、関係地方公共団体が促進を図る必要があると認めるものとする。</p> <p>一 次のいずれかに該当する事業であること。</p> <p>イ 市街地再開発事業</p> <p>ロ 優良建築物等整備事業</p> <p>ハ 地区再開発事業</p>
--	---

ハ 地域優良賃貸住宅整備事業（地方公共団体以外の者が建設等を行うもののうち、地方公共団体が借り上げるものに限る。）

三 住宅市街地総合整備事業

ホ 防災街区整備事業

ハ 都市再生整備計画事業の交付対象事業（イ及びロに掲げる事業を除く。）

ト 地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業（イ及びロに掲げる事業を除く。）

チ 認定集約都市開発事業（交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(1)及びイ-16-(19)に規定する集約都市開発支援事業による助成を受けるものに限る。）

二～四 （略）

第6 必須要件

1 防災・省エネまちづくり緊急促進事業の採択に当たっては、次の各号に掲げる要件に該当する事業を対象とする。

一～二 （略）

三 次に掲げる省エネルギー対策が講じられていること。

イ 住宅部分については、住宅エコポイント（平成21年度補正予算（第2号））に位置付けられた「エコポイント対象住宅基準」に適合すること。

ロ 非住宅部分については、エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）に適合すること。

四～五 （略）

2 （略）

第7～第8 （略）

第9 補助金の額

1 本事業の補助金の額は、補助対象事業の建設工事費（他の国庫補助金の補助対象事業費及び交付金が交付される部分の交付対象事業費、公共施設管理者負担金を除く。）に、第6に規定する必須要件のみに該当するものについては100分の3を、必須要件に加え第7に規定する選択要件の一に該当するものについては100分の5を、二に該当するものについては100分の7をそれぞれ乗じて得た額とする。ただし、次の各号に掲げる対策のうち該当する対策についてそれぞれ当該各号の費用を合計した額を限度とする。

(1)～(3) （略）

(4) 省エネルギー対策

住宅部分については、トップランナー基準相当の基準への適合、非住宅部分については、エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準への適合による省エネルギー化

三 地域優良賃貸住宅整備事業（地方公共団体以外の者が建設等を行うもののうち、地方公共団体が借り上げるものに限る。）

ホ 住宅市街地総合整備事業

ハ 防災街区整備事業

ト 都市再生整備計画事業の交付対象事業（イからハまでに掲げる事業を除く。）

チ 地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業（イ及びロに掲げる事業を除く。）

二～四 （略）

第6 必須要件

1 防災・省エネまちづくり緊急促進事業の採択に当たっては、次の各号に掲げる要件に該当する事業を対象とする。

一～二 （略）

三 次に掲げる省エネルギー対策が講じられていること。

イ 住宅部分については、住宅エコポイント（平成21年度補正予算（第2号））に位置付けられた「エコポイント対象住宅基準」に適合すること。

ロ 非住宅部分については、建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成11年3月31日通商産業省・建設省告示第1号）に適合すること。

四～五 （略）

2 （略）

第7～第8 （略）

第9 補助金の額

1 本事業の補助金の額は、補助対象事業の建設工事費（他の国庫補助金の補助対象事業費及び交付金が交付される部分の交付対象事業費、公共施設管理者負担金を除く。）に、第6に規定する必須要件のみに該当するものについては100分の3を、必須要件に加え第7に規定する選択要件の一に該当するものについては100分の5を、二に該当するものについては100分の7をそれぞれ乗じて得た額とする。ただし、次の各号に掲げる対策のうち該当する対策についてそれぞれ当該各号の費用を合計した額を限度とする。

(1)～(3) （略）

(4) 省エネルギー対策

住宅部分については、トップランナー基準相当の基準への適合、非住宅部分については、建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準への適合による省

<p>を図るために付加的に要する費用 (5) (略) 2～4 (略)</p> <p>第10～第18 (略)</p> <p>第19 補助金の経理</p> <p>1 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了後5年間保管しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、次の各号の一に該当する場合において、前項に規定する帳簿を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 市街地再開発組合の行う市街地再開発事業において、都市再開発法第45条第6項の規定による公告が行われたとき。</p> <p>(2) 特定建築者の行う市街地再開発事業において、都市再開発法第99条の6第2項(同法第118条の28第2項において準用する場合を含む。)の規定による地上権又は敷地の譲渡が行われたとき。</p> <p>(3) 優良建築物等整備事業において、建築工事が完了したとき。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(4) 地域優良賃貸住宅整備事業において、建築工事が完了したとき。</u></p> <p><u>(5) 住宅市街地総合整備事業において、建築工事が完了したとき。</u></p> <p><u>(6) 防災街区整備事業において、建築工事が完了したとき。</u></p> <p><u>(7) 認定集約都市開発事業において、建築工事が完了したとき。</u></p> <p>(8) 前七号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認めるとき。</p> <p>第20 申請書等の様式 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1 施行期日 この要綱は平成24年4月6日から施行する。</p> <p>第2 廃止 先導型再開発緊急促進事業補助金交付要綱(平成13年4月6日付け国都市第103号)、先導型再開発緊急促進事業補助金交付要綱(平成13年4月27日国住街第333号)及び21世紀都市居住緊急促進事業補助金交付要綱(平成10年12月11日建設省住備発第130号・建設省住街発第110号・建設省住市発第45号)は廃止する。</p> <p>第3 経過措置 この要綱の施行の際、前項により廃止される要綱に基づく先導型再開発緊急促進事業及び21世紀都市居住緊急</p>	<p>エネルギー化を図るために付加的に要する費用 (5) (略) 2～4 (略)</p> <p>第10～第18 (略)</p> <p>第19 補助金の経理</p> <p>1 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了後5年間保管しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、次の各号の一に該当する場合において、前項に規定する帳簿を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 市街地再開発組合の行う市街地再開発事業において、都市再開発法第45条第6項の規定による公告が行われたとき。</p> <p>(2) 特定建築者の行う市街地再開発事業において、都市再開発法第99条の6第2項(同法第118条の28第2項において準用する場合を含む。)の規定による地上権又は敷地の譲渡が行われたとき。</p> <p>(3) 優良建築物等整備事業において、建築工事が完了したとき。</p> <p><u>(4) 地区再開発事業において、建築工事が完了したとき。</u></p> <p><u>(5) 地域優良賃貸住宅整備事業において、建築工事が完了したとき。</u></p> <p><u>(6) 住宅市街地総合整備事業において、建築工事が完了したとき。</u></p> <p><u>(7) 防災街区整備事業において、建築工事が完了したとき。</u></p> <p>(8) 前七号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認めるとき。</p> <p>第20 申請書等の様式 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1 施行期日 この要綱は平成24年4月6日から施行する。</p> <p>第2 廃止 先導型再開発緊急促進事業補助金交付要綱(平成13年4月6日付け国都市第103号)、先導型再開発緊急促進事業補助金交付要綱(平成13年4月27日国住街第333号)及び21世紀都市居住緊急促進事業補助金交付要綱(平成10年12月11日建設省住備発第130号・建設省住街発第110号・建設省住市発第45号)は廃止する。</p> <p>第3 経過措置 この要綱の施行の際、前項により廃止される要綱に基づく先導型再開発緊急促進事業及び21世紀都市居住緊急</p>
--	--

<p>促進事業であって、平成24年3月31日までに着手した事業については、防災・省エネまちづくり緊急促進事業とみなし、事業に関する規定はそれぞれ従前の例による。</p> <p>附則 第1 施行期日 改正後の要綱は平成25年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>第1 施行期日</u> <u>改正後の要綱は平成25年5月15日から施行する。</u></p>	<p>促進事業であって、平成24年3月31日までに着手した事業については、防災・省エネまちづくり緊急促進事業とみなし、事業に関する規定はそれぞれ従前の例による。</p> <p>附則 第1 施行期日 改正後の要綱は平成25年4月1日から施行する。</p>
---	--